

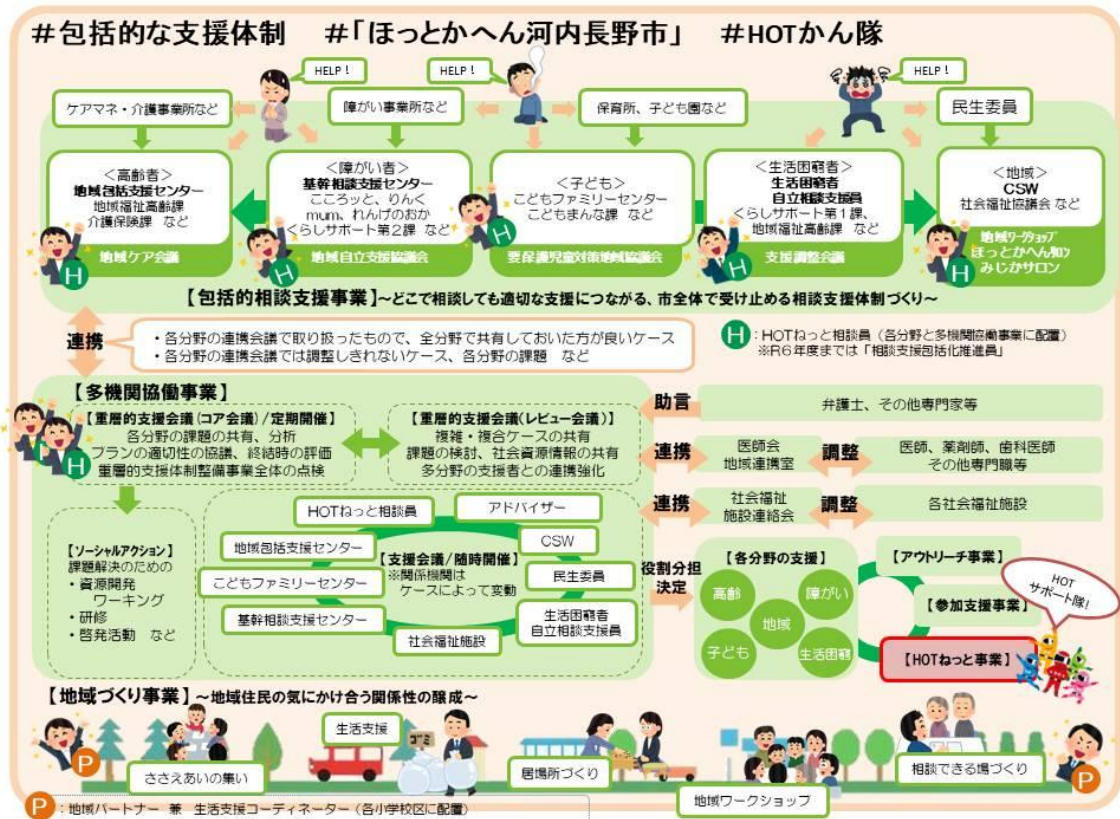
重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 重層事業の概要

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

本市では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気にかける関係性の醸成)の3つの事業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用することを目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、市全体として包括的な支援体制の構築を進めていきます。

■重層事業における包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のイメージ



(2) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

■実施体制

①設置形態

既存の分野ごとの主体(相談窓口)を活かしつつ、連携強化を図ることで、市全体で受け止める相談支援体制を構築します。

②提供体制

<包括的相談支援事業>

※法第106条の4第2項第1号のイから二までに掲げる事業

分野	事業名	主体(委託の有無)
高齢者	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	委託： 東部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託： 基幹相談支援センター
こども	利用者支援事業(基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型) (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営： こどもファミリーセンター
生活困窮者	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	直営： 地域福祉高齢課

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につながります。

■実施体制

※法第106条の4第2項第4号に掲げる事業

事業名	実施体制
アウトリーチ等を	【所管課】地域福祉高齢課

通じた継続的支援事業	【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【配置人数】6人(CSWと兼務)
------------	---

(4) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

■実施体制

※法第106条の4第2項第2号に掲げる事業

事業名	実施体制
参加支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】1 【配置人数】6人(CSW業務と兼務)

(5) 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等をおこないます。

■実施体制 ※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

事業名	実施体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	【所管課】介護保険課 【実施主体】一部委託 【内容】 ・地域の集いの場に健康運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防教室及び地域での介護予防活動の継続を支援するためのフォロー教室を実施。 ・地域での自主的な介護予防体操の集いを支援するボランティアを養成する講座や連絡会兼ステップアップ講座

	<p>を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の全市民を対象とした介護予防教室を開催。 ・週1回以上介護予防活動を行う地域の団体に対し、助成金を交付。 ・街かどデイハウスに補助金を交付。 ・65 歳以上の高齢者に訪問による生活支援サービスを提供する団体に対し、補助金を交付。
<p>生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、市全域(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に 13 人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、支え合い活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施。</p>
<p>地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)</p>	<p>【所管課】くらしサポート第2課 【実施主体】委託:社会福祉法人 つばさの会 【内容】 主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)</p>	<p>【所管課】こどもファミリーセンター 【実施主体】直営2か所、委託4か所(社会福祉法人 川上会、社会福祉法人 たこう福祉会、NPO 法人人権教育啓発センターKEF、大阪いずみ市民生活協同組合) 【内容】 専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員との見守り訪問等を実施。</p>
<p>生活困窮者支援等のための 地域づくり支援事業</p>	<p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 各小学校区に地域パートナーを13人配置し、地域住民による支え合いの活性化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる体制づくりを実施。</p>

(6) 多機関協働事業

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、相談支援包括化推進員を中心として、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組みとして、全体会と連携研修会を実施します。

■実施体制

※法第106条の4第2項第5号6号に掲げる事業

事業名	実施体制
多機関協働事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】直営＋一部委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】2 【相談支援包括化推進員の配置人数】市職員5人、社会福祉協議会職員1人

■関係機関連携について

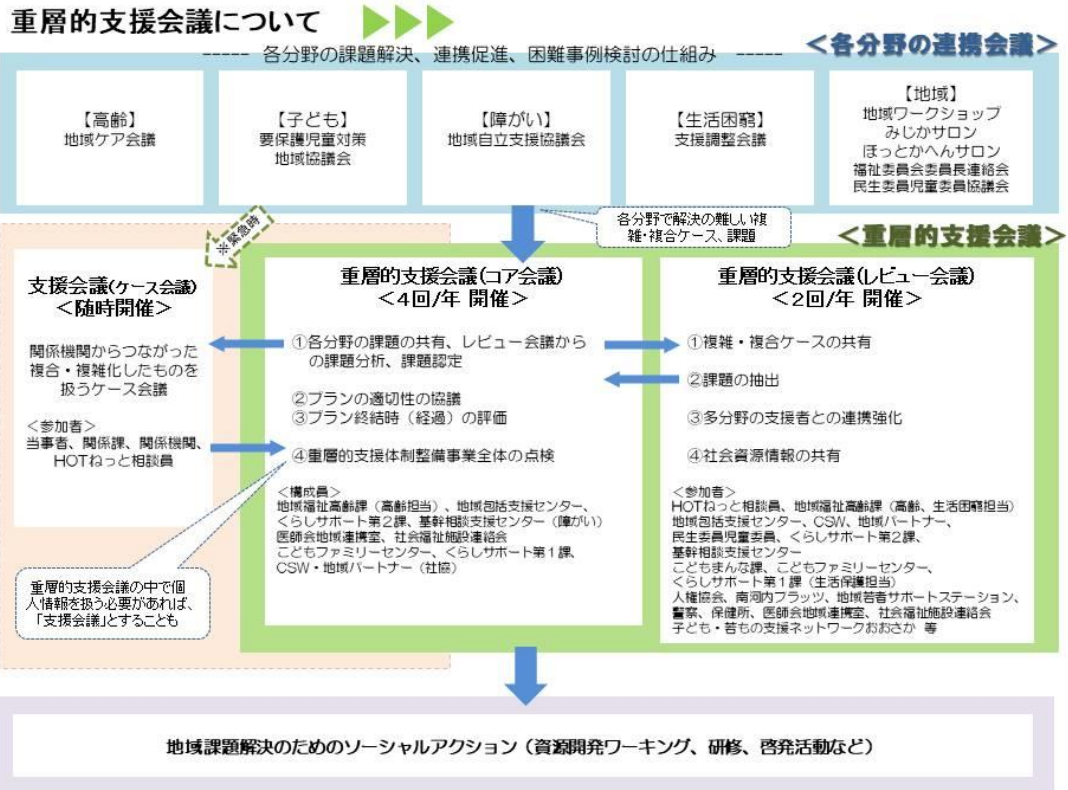
全体会	【内容】 重層事業について理解を深め、事業の方向性の確認と共通認識の形成を行うため、研修及び実績報告等を実施。 【開催頻度】年1回程度 【参加対象】 庁内部署の所属長及び実務者、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員会、後見支援センター、医師会連携室等
連携研修会	【内容】 庁内窓口部門の職員と支援機関との連携が円滑におこなえるよう、連携に関する研修やワーク等を実施。 【開催頻度】年1回程度 【参加対象】 庁内窓口部門、庁内支援部門、地域の支援機関等

■ 重層的支援会議

複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有、課題の検討等を行います。

<p>重層的支援会議 (コア会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野の課題の共有、分析、課題認定、対応検討等 ・多機関協働事業で取り扱うケースの協議 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時(経過)の評価 ・重層事業全体の点検 <p>【頻度】</p> <p>年4回程度</p> <p>【構成員】</p> <p>地域福祉高齢課、地域包括支援センター、くらしサポート第2課、基幹相談支援センター、こどもファミリーセンター、子ども・子育て総合センター、くらしサポート第1課、社会福祉施設連絡会、医師会連携室、社会福祉協議会(CSW・地域パートナー)</p>
<p>重層的支援会議 (レビュー会議)</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業で取り扱ったケースの共有、課題の抽出 ・支援者同士の連携強化 ・社会資源情報の共有 <p>【頻度】</p> <p>年2回程度</p> <p>【参加者】</p> <p>地域福祉高齢課、地域包括支援センター、くらしサポート第2課、基幹相談支援センター、こどもファミリーセンター、子ども・子育て総合センター、くらしサポート第1課、後見支援センター、社会福祉協議会(CSW・地域パートナー)、民生委員児童委員協議会、福祉委員、南河内プラッツ、地域若者サポートステーション、教育相談センター、子ども・若もの支援ネットワークおおさか、社会福祉施設連絡会、医師会地域連携室、人権協会、保健所、警察 等</p>
<p>支援会議 (ケース会議)</p>	<p>【内容】各関係機関からつながった複合化・複雑化したケースの検討。</p> <p>【開催頻度】随時</p> <p>【参加者】ケース検討に必要な機関</p>

■重層的支援会議イメージ





■評価について

効果的な事業実施のため、行政評価による各年度の評価に加え、定期的開催する重層的支援会議において、取り組み状況の共有や評価をおこない、適正な事業実施に努めます。また、重層事業そのものがソーシャルワークであると捉え、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークとしての機能が充足しているかの点検と、今後の方向性の検討を行います。

さらに、外部(学識経験者や関係団体など)の視点を取り入れるため、地域福祉推進協議会において地域福祉計画、地域福祉活動計画とともに本実施計画の評価を実施します。